# 見附市公立保育園民営化等ガイドライン

## 1 はじめに

近年は、核家族化、少子化の進行、女性の社会進出の増大、就労形態やライフスタイルの 多様化等により、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした状況の中、 出生数に比例して入園児も減少傾向が見られる一方で、保育園への低年齢児の入園や延長保 育の増加など、保育ニーズの多様化が顕著に表れてきています。

市では、平成17年度策定の「自律推進プログラム」や、平成20年度に策定した「行政 改革大綱」で、保育園を含む施設の管理運営の民間委託推進を掲げております。これを受け、 図書館、文化ホール、体育施設など指定管理制度を活用し民間への移行を進めてきました。

一連の動きの中で、平成 21 年度には「見附市公立保育園等民営化検討委員会」を設置し、公立保育園の民営化について検討を行いました。その結果、厳しい行財政状況が続いている中で、より効率的な保育運営が求められており、保育園の民営化について「やむを得ない」ものであるとし、民間活力の導入(民営化)を進めるとともに、定員を大きく下回る保育園については、子どもたちの就学後の集団生活を育む観点から、より多くのこどもたちと保育園生活が送れるよう、閉園・統合の必要があるとの「答申書」が提出されました。

この答申を受け、保護者の多様なニーズ等に適切に対応するとともに、一方で健全な行財 政運営に資するため、公立保育園の統廃合・民営化を進めるための指針として「見附市公立 保育園民営化等ガイドライン」を作成しました。

#### 2 民営化の目的

子育てに関する様々なニーズが多様化する中で、子どもの発達や保護者の就労を支援し、 育児不安などの子育ての課題に幅広く対応していくため、保育園に期待される役割もこれま で以上に増大しています。

一方で、見附市の財政状況を考えたとき、限られた財源の中で多様なニーズにきめ細かく 対応していくために、これまでの事業手法を見直し、コストを抑えながら事業効果を上げる ことが求められています。

このような中にあって、民間保育園の持つ柔軟性などの特性を十分に活かし、保育の質を 確保しながら、多様化する保育ニーズに迅速かつ効率的に対応し、地域における子育て支援 の充実に向けた取組みを推進していくことを目的に、公立保育園の民営化を進めていきます。

公立保育園においては、これまでの保育を継承していくとともに、乳児・未満児保育、延 長保育の時間延長、障がい児保育・一時保育受入れなどの特別保育の充実に取組み、新たな 保育ニーズへ積極的に対応していきます。

## 3 保育園の現況

市内の認可保育園は、公立7園、私立4園あり、保育園の定数に対する園児の入園割合は、公立は75.36%、私立保は117.09%となっています。

公立保育園は、私立保育園に比べ入園割合は低い状況ですが、保護者の多様なニーズに対応して、延長保育や年々増加する未満児保育に対応するとともに、一時保育や特別支援が必要な子どもの入園等に取組んでいます。

## (1) 保育所設置状況

(平成23年4月1日現在)

区分	施設数	定員数	入園児数	入園割合
公立保育園	7	6 2 5	471	75.36%
私立保育園	4	275	3 2 2	117.09%

# (2) 入所園児数(広域受入れ除く)

女性の社会進出や就業構造の変化により、乳児保育を始めとする低年齢児の保育需要が増え、平成 18 年度 5 5 8 人から 5 年間で 90 人減少していますが、低年齢児( $0\sim2$  歳児)は 3 4 人増加しています。

(平成23年4月1日現在)



## (3) 特別保育事業の実施状況

(平成23年4月1日現在)

保育事業内容	私立保育園	公立保育園
① 乳児保育	0	0
② 障害児保育	0	0
③ 早朝·延長保育	0	0
④ 一時預かり		0
⑤ 休日保育		
⑥ 地域子育て支援	0	0

< ◎積極的に実施している ○実施している >

#### (4) 施設の状況

見附市では、昭和 42 年に建設された庄川保育園をはじめとして、築 30 年を経過している施設が 3 施設となり園舎の計画的な建て替えを含めた修繕の必要があります。

財政状況が厳しい中、保育園の建て替え等は、容易なことではありません。今後も修繕 や耐震補強工事を行い、安全性を確保してきていますが、より中長期的な観点から計画的 に整備を進める必要があります。

# 4 公立保育園の民営化等について

# (1) 公立保育園の役割について

公立保育園は、「公立」である特徴を活かし、私立保育園では対応が難しい保育ニーズについての役割を担います。

幼稚園、学校、行政機関との連携をとりながら、乳児保育・早朝延長保育・障がい児保育・一時保育・休日保育等の特別保育の充実や保育の質の向上及び多様な保育ニーズに応えた保育・子育て支援サービスの向上や、保護者が安心して預けられる場所の提供に努めます。

また、配慮を必要とする児童への対応、保護者の育児不安の解消等、公立保育園の機能 を活用した育児相談機能の充実を図り、地域の子育ての拠点としての役割を担っていきま す。

#### (2) 民営化等の対象となる保育園の基準

基本的にはすべての保育園について、民営化の可能性を検討し、子どもたちが就学後に スムーズな集団生活を育まれるよう、保育園の閉園統合をすすめます。

また、少子化が進む中、安定的な保育需要が見込まれるよう、保育園の定員の見直しや、施設の老朽化等の状況、公立保育園と私立保育園との地域バランスや園の規模や保護者のニーズなどの総合的な判断での計画が必要となり、民間による安定した運営が可能かどうか検討します。

具体的には、「見附市公立保育園民営化等実施計画」を作成し、一定の計画期間を定め、 示していきます。

また、統廃合対象園の選定にあたっては、保育の質の充実やその水準を確保するために、 一定の規模が必要であり、それらを考慮しながら園の統廃合を進めます。

#### (3) 事業計画の策定

平成23年度から平成25年度までの3年間を計画期間とし、「見附市公立保育園民営 化等実施計画」を今年度中に策定し、民営化等実施保育園及び年度を公表します。

平成26年度以降は、それまでの状況を踏まえ検討しながら、計画を改定していきます。

#### (4) 移管先の選定

保育園運営の性格上、保護者の信頼の下で安定的・長期的に運営され、保育サービス

の維持向上と市の子育て支援施策との連携を目指さなければならないことから、移管先 については、法人が望ましいと考え、選定にあたっては公募を基本とします。

# (5) 選定方法

応募提案を審査選定するための選定委員会を設置します。 選定委員会は、学識経験者や保育関係者等で構成し、審査します。

# (6) 移管までの期間

民営化の実施には、保護者の理解が得られるよう十分な期間を設け移行します。

# (7) 引継ぎ保育の実施

移管の際には、子どもとの安定した心的な信頼関係を重視し、必要な引き継ぎ保育期間 等を設けます。

## (8) 移管後の市の関与

移管後についても引き続き保護者・移管先・市との三者において、必要に応じて話合いの場を設け、情報を共有し、より良い保育環境の確保につとめます。